

令和7年度第2回埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信
機械器具製造業最低賃金専門部会議事録

鈴木部会長 これから第2回埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。まず委員の出席状況について事務局から報告をお願いします。

賃金室長 ただいま公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員2名にご出席いただいております。

よって、最低賃金審議会令第6条第6項により本審議は有効に成立していることを報告いたします。傍聴者はありません。

鈴木部会長 本専門部会の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。公益代表は私が、労働者側は近藤委員、使用者側は藤本委員にお願いしたいと思います。

では資料の説明を事務局からお願いいたします。

専門監督官 本日の資料でございますが、資料1として、特定最低賃金の審議について（ガイドライン）でございます。

こちらは令和4年3月4日に埼玉地方最低賃金審議会本審において申し合わせられました特定最低賃金の審議についてのガイドラインでございます。

その他、労働者委員提出資料が1枚ございます。

資料については、以上でございます。

鈴木部会長 同種の特定最低賃金の他局の答申状況について分かっているならば事務局から、教えてください。

賃金室長 9月16日に兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正が行われました。

専門部会において、全会一致という結果で答申まで至っております。引上げは64円の引上げで、引上げ後の額が1117円、発効日は12月1日と聞いております。

なお、この引上げ額は兵庫県最低賃金の今年度の引上げ額と同額であります。

当局の審議状況ですが、一昨日 9 月 16 日に光学レンズの関係の特定最低賃金専門部会を開催しました。

全会一致により専門部会で可決しまして、そのまま本審の答申となっております。

引上げが 63 円、引き上げ後の金額が 1177 円、発効日が 12 月 1 日です。

以上でございます。

鈴木部会長

それでは、埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改定決定の審議に入ります。

終了時刻につきましては、十分な審議を行っていただくことは当然ですが、12 時終了を目処に円滑な審議に格段のご協力をお願いいたします。

協議形式ですが、例年全体協議からスタートしまして調整が必要になったら適宜休会という進め方をしております。

休会中は公労、公使の個別協議をさせていただきます。

今年度も例年通りの進め方でよろしいでしょうか。

まずは全体協議から進めてまいります。審議に臨む方針などについては、第 1 回の専門部会で労使双方から書面を提出いただきました。

その内容について改めて確認しますとともに、合同専門部会で提出された相手方の意見などを踏まえて検討した結果があれば併せてお聞かせいただければと思います。

はじめに労側からお願いいたします。

近藤委員

それでは本日追加させていただいた資料を含め、改めて労側の主張についてポイントを絞って説明いたします。

まず手元に資料をご準備いただければと思いますが、まず取り巻く環境並びに埼玉県の状況につきましては既にお読み取りいただいているかと思っております。

基本的には、電子部品デバイスの鉱工業生産指数が今期の令和 7 年度第 2 四半期においては 55.1 と非常に低い結果となっていますが、これらは半導体関連企業による在庫調整が未だ長引いているというところが大きな影響要因であると受け止めています。一方、その下の表の 4 月から 6 月の単月の鉱工業生産指数では、4 月が 47.9 から 6 月が 62.8 と回復傾向にあることが見て取れると認識をしています。

また、こちらの一つ目の表について誤記がありましたので、ここで修正させていただきます。令和7年第2四半期の各業種における鉱工業生産指数の原数値と、括弧書きで季節調整値を記載していますが、括弧書きの季節調整値に誤りがありました。電子部品デバイス54.9、電気機械102.0、情報通信機械113.0が正しく、加重平均は88.0となります。また、令和6年第2四半期の電機加重平均の原数値も90.0が正しい値となります。その下、前年度同期差についても括弧書きの季節調整値について、電子部品デバイス▲11.9、電気機械4.7、情報通信機械3.6が正しく、加重平均は▲1.3がそれぞれ正しい値となります。修正のほど、よろしくお願いいたします。

次のページの2. 基本的な考え方については特定最低賃金を持つ役割機能について記載していますので、お読み取りください。

(6)で、水準の目安について記載していますが、今年度の電機連合2025年度闘争における、産業別最低賃金の引き上げ結果である20万円という基準に対して、中闘組合といわれる電機連合を代表する12の組合の各企業における所定内労働時間、月間所定労働時間の平均値で割った1293円、こちらが本年度の電機連合としての準拠基準としていますので、改めて報告をさせていただきます。

3. 具体的な主張について、繰り返しの説明になる点も多いかと思いますが、特定最低賃金は公正競争の担保、また人材獲得、そういった意味で今非常に重要になっております。

さらに(2)、提出した埼玉県内の協定書においても、昨年から62円上がった1187円が最低協定額となっており、この水準まで早期に近づけることが必要だと考えています。

また、特定最低賃金については、地域別最低賃金と役割が異なるとはいえ、消費者物価の上昇についても検討や考慮していく必要があると考えているところです。

また、今回の主張のポイントとしましては、(4)2025春闘において企業内最低賃金、高卒・大卒初任給が大幅に引き上げられています。

特定最低賃金は労使の春闘の結果を補完する機能もあることから、こちらの春闘の結果を重視して今年度は主張させていただきたいと考えております。

春闘の結果につきましては、次ページに各データとして記載していますので、こちらはお読み取りいただければと思います。

もう一点本日お配りした追加資料について、こちらは過去からも何回かお示ししていますが、電機特定最低賃金のこれまでの数字ということで参考にいただければと思っています。1999年まで遡ればこの水色の埼玉県最低賃金に比較して電機の最低賃金というのは一定程度高い水準を保っていたというような結果となっていますが、2007年以降の最低賃金の大幅な引上げからその地賃と特賃の差が縮まっているというのが現在の結果であります。我々としてはやはり地賃から一定程度の割合にて上回った金額水準で特賃が締結されている必要があると考えていますので、こちらをご参考にいただければと思っております。

最後に具体的な金額についてとなります。先ほどの主張の資料の各種データを見ていただければと思っております。

まず1.の電機のこれは全体の結果となりますが、それぞれ賃金の引上げ額が2025年については13,361円ということでちょっと乱暴な面もありますが、これを電機連合の中堅組合の月間所定労働時間で割りますと86.4円の引上げがなされています。

なお、大変申し訳ありませんが、合同専門部会で提出させていた資料では85.6円の引上げと記載しておりますが、誤記となりますので訂正をお願いいたします。

企業内最賃の引上げの平均につきましても14,533円ということで、こちらも時給換算をすると94円となります。

高卒・大卒初任給につきましても、それぞれ昨年度を大幅に上回る額で引上げがされているというのをご確認いただけるかと思っております。

また2.2025年企業内最低賃金の改正結果、先ほどの繰り返しになりますが、新水準としては197,310円、引上げ額については14,359円ということで、こちらの引上げ率が7.85%というような結果になっております。

また3.の提出した協定書、こちらに関しましては平均値を見ますと、2024年が1,200円だったのに対して、本年度につきましては1,289円ということで、89円が引き上がっているというような結果となっております。

以上の数字の結果から我々としましては、少なくとも89円以上引き上げる必要があると考えているところでありますが、ただ今年については提出した協定書の最低額が1187円となっております、こちらが引き上げの上限額となることから、そちらまでの現在の110

5円との差額82円をベースとしてまず主張させていただきたいと考えております。

ただ、前回の使側からのご意見をいただきまして、使側から43円という数字のご提案もいただいているということ、あとさらに我々が先ほど主張の中でもお話をさせていただいた消費者物価指数についても考慮いただけるという内容もありましたので、それらを踏まえ、我々としては、冒頭、先ほどの89円の根拠として、2.の企業内最低賃金改正結果の全組織平均の7.85%の引上げというところをベースに主張させていただきましたが、こちらを300人未満の組織の企業内最低賃金改正結果の引上げ率5.92%、こちらを適用した66円、こちらを主張したいと考えております。

労側としては、以上です。

鈴木部会長 労側のお二人から補足の説明があればお願いいたします。現段階では大丈夫でしょうか。使側は何かご質問ありますか。

佐々木委員 特にありません。

鈴木部会長 そうしましたら、使側の委員から、冒頭の金額をお示しいただければと思います。

藤本委員 資料としてご用意いただきましたガイドラインにもありますとおり、鉱工業生産指数をベースにしてまず検討しますというのは昨年、それから今年の考え方でございます。

その中で労働者側の方からいろいろ多々資料をご提示いただきまして、大変参考になりますけれども、直近で言いますと9月2日日銀の副総裁が関税の影響をコメントしております。

当面は関税の影響が大きくなることにより注意が必要だということ、公的機関としてもそういう慎重な見方を現時点ではしているということ、これを踏まえまして、現時点で大幅なかつ急激な引上げには慎重にならざるを得ないと考えております。

特に3の具体的な主張の(4)のところでご説明いただいたとおり、今年の春闘におきましては各企業いろいろ知恵を絞りまして大幅な賃上げを実現しております。

賃上げこそが成長戦略の要という政府の方針を受けての各企業の企業努力というものでございまして、それをさらに一律の目安となる特

定最賃これに同じ考え方で急激な引き上げをするというのは、慎重にならざるを得ない。重ねてになってしまいますが、慎重にならざるを得ないと考えております。

というのは大手企業は各社の企業努力で大幅な賃上げをすればいい。ただそこにも若手、新入社員の給料を上げた結果、シニアの賃上げ率はどうなっているかという、各社はおそらく据え置きになっていると思います。

これからの定年延長とか、そういったことも法律の要請に合わせて考慮していかなければいけない時代の中で、最低賃金だけ急激な引上げというのはなかなか難しいものがあるのではないかなと考えます。

特に中小企業の経営者の方々の懸念が大きくなってきて、そういった方々のことを思うと、規模が大きい企業の傾向ばかりを中心にお話しすることはできないなと考えております。

昨年以上に中小企業の方々への配慮が必要だと考えております。

鈴木部会長 佐々木委員から補足は何かございますか。

佐々木委員 特にありません。

鈴木部会長 現段階の金額はいかがでしょうか。合同専門部会の時にもお示し頂いておりますけれども、改めてお願いできますでしょうか。

藤本委員 我々はプラス４３円をベースにしておりますので、今ご提案いただいた６６円というのは到底賛成できる数字ではないと思っております。ただ、一方で消費者物価指数は意識しますということは前回申し上げているので、そこは考慮していきたいと思っております。

鈴木部会長 わかりました。現段階で金額としてはプラス４３円ということですね。

藤本委員 そうですね。そこからどこまで消費者物価指数のところに近づけていくかという検討になると思いますが、一概に消費者物価指数のみに合わせていくというのも乱暴じゃないかという意見も委員の中でございます。

鈴木部会長 労側委員から何かご質問ございますか。

霜垣委員

一点私の方から質問になるのですが、やはり個々の企業や中小に対しては一律の引き上げは難しいのではないかというご意見もありますが、一方、地域の最低賃金というものは、それは企業の規模や業績によらずそこが引き上がった場合は全ての企業に対して全ての従業員に対しての時給の引き上げにつながるわけですね。

その地賃の考え方と特賃の考え方という点で、仮に今回使側が提案していただいた43円というような水準を仮にこの場で合意が取れたという際に、使側は地賃の引き上げが5.84%で63円でした。

それに対して、この特賃である電気電子というところに対して地賃の引き上げ額や、率まで届かないことに対しては、業界全体として業績が悪いからそこまで引き上げられないのだ、という説明をするのか、我々からすると働く側から、我々はなぜ地賃の引き上げまで到達できないのですかというふうに聞かれた時に使側はどのように説明するのかというのが毎回疑問に思うのですよね。

そういった点について使側はしっかり説明できる理論であったりとか、背景も含めて説明できたりするからこそそういう水準を提案しているのか。

どういうところでこの地賃の引き上げ額よりも低い額というところで、今まだそういう提案ではありますけれども、鉱工業指数をベースにして計算するとそうなりますというのは分かるのですが、この地賃の引き上げ額、率に対して特賃の引き上げ額、率が下回った場合に使側はどのように従業員の皆さんに説明するのかというところが疑問なのですが、そういった点については使側としてはどのように説明するつもりなのでしょうか。

藤本委員

ガイドラインにもございますように、地賃の引き上げを目安として検討するというのはあくまで目安として検討したいと思っています。

おっしゃるように電機産業って今本当にそんなに調子いいのか、というのが本音になります。

なぜ超大手企業、日本のビッグネームが黒字でありながらリストラをやらなければいけないのか、それよりも企業体力がない埼玉の中小企業がどんどん最低賃金を上げていって企業として本当に継続できるのか、そこに非常に疑問があります。

例えば東京との差についてもこれまで話題になったことがございすけれども、中小以上の企業というのは、東京にも基盤があり埼玉に

も基盤があり、というそういう企業が多いと思います。

埼玉都民という言葉があるように、埼玉から東京に通勤している労働者の方というのも非常に多いと思います。そういった大手クラスの企業については何も検討する必要はなくて、埼玉にいないといけない、埼玉にいたい中小企業の方々、なぜその方々は埼玉に基盤を置くのか。

地価が安い、都心その他への物流コストもインフラが整っているから、安くて済む、東京よりもやはり人件費が安い。だからこそ埼玉に基盤を置いているわけです。

それを一律最低賃金のかさ上げということで強制してしまうというのは難しいところがあって、それぞれの個社の企業努力に委ねるべきじゃないかな、と考えております。

霜垣委員

今の発言も分からなくはないのですが、結局今、人材不足というところも一つ、企業の継続性に対する懸念として、だいぶいろんなところから上がってきているのですが、それって結局、時給の高い東京に人材が取られているというのも要因の一つだと思っています。

そういった点、あまり東京を意識せずとも地場でしっかりと企業として会社としてやっていきたいという思いはわかりますが、それを行うことによって人材の確保がままならず、企業の継続性に対して影響が出てしまうというところについてはどのようにお考えですか。

藤本委員

すでに人件費のここ数年の連続した高騰が、大手も含めて将来的な経営計画を圧迫しているところが出ています。

それが中小に行けば行くほど、企業の存続面で影響が出てくると思っております。

霜垣委員

実際に特賃が引き上がった際の影響というのは、人数規模の大きい企業だからとか、あとは人数の少ない中小だからというところは、実感としては人数が多くてもやはりベースアップなり賃金が引き上がった影響というのは非常に大きいのは認識しています。しかし、そういった話になってくると、結局地賃も上がっているというところに対して、国の方針に対して異を唱えるのか、そんなに上げてくれるなというので、それを進めていくべきなのか、あるいは日本以外のアジア圏で言えば、韓国であったり台湾であったり、そういったところと最低時給比較した際に日本が低いという面もあるので、日本として働く人

材を集められないというその現状に対してというのは我々労側からするとやはり人を確保できないで廃業せざるを得ないというそういう状況に陥っていくという。今の使側の話を聞いていると日本の国力として先細ってしまうのではないかという懸念があるのですが、そういったところに対してはどのように考えていますか。

藤本委員

そこは人の問題ではないと思います。

例えば、いろんな省庁がこれから発していくと思いますが、私が関係するところは9月1日付で監督省庁から価格転嫁をしっかりとやってくださいという通達が出ています。

しかしその価格転嫁は、賃上げの原資にするために価格転嫁をしっかりとやってくださいと言うんですけれども、下請法を遵守してください、パートナーシップ宣言をしっかりとやってくださいという内容に終始していて、それ以上の具体的施策の提案ではない。

各企業の努力で価格転嫁をしっかりとやってくださいという通達が出ている。

なかなかその実現は厳しいんですよ。

委員の中でも国の方もしっかりと価格転嫁ができる仕組みを作ってほしいということをぜひ今日発言してくださいという要望がございましたので、あえて申し上げているんですけれども、県・国としてそういった制度の強化というのは求めていきたいと思っております。

霜垣委員

人件費が上がった分の価格転嫁というのが容認されて、それが中小零細までしっかり下りてくれるということであれば、多分、使側の方々もこの最賃を上げる、特賃を上げる、というところについては、価格転嫁の方策あるいは教育であったり、指示とかそういった指導なり、というのがしっかり行われるのであればある程度やれるのではないかっていうところは、感覚としてはあります。

私の所属先では海外販売比率が50%ぐらいになっているので、海外顧客になると、そうなかなか人件費が上がったので価格を上げてくださってというのは、どうしてもグローバルな話になると、やっぱり価格勝負というふうになってくるので、海外顧客には、やっぱり価格転嫁できないっていうのは身に染みて分かっています。

ただ。先ほど言われたみたいに、国内の企業であれば、人件費高騰に対する価格転嫁というのは大手の方からもだいぶ言ってくれるようになってきているので、あとはそれに対する具体的な引上げ率であっ

たり、額であったり、こういったところのベースを作るというところがある程度人数のいる会社であれば検討はできるでしょうけど、中小零細というのはなかなかそういったところも作るのは難しいのかな、というイメージは持っています。そこ次第なのかな。

結局、時給を上げられないと、埼玉で言えばやはり近い東京に取られてしまうし、少子高齢化が進んでいる日本でこれから働く人材をどう確保するのかといったときに、どうしても足りなければ海外の人に頼らなければいけないとなった時に金を出せるところは確保できるでしょうが、そういったところをどう継続的にするのかというところも考えていかなければいけないのは十分理解はしています。

やはり最初冒頭言ったように地域別の最低賃金が上がっている中で特定最賃が同額なり同率で上がらないというところに対しては、なかなか難しいのかなという気はしますけど。

鈴木部会長

全体協議の場ですし、特賃は労使のイニシアチブで金額審議するものですので、ぜひ議論を含めてお話しいただけるとありがたいです。

近藤委員

私から同じような少し違う観点で、公正競争の観点からも少しお話ししたいと思います。先ほど今の状況で言いましたように、中堅中小は非常に厳しい状況にある中で、加えて材料費やエネルギー価格が上がっていく中で、ともすれば人件費にしわ寄せがいく可能性があるのではないかと考えています。

企業利益を上げるために人件費を上げないという企業も、もしかしたら出てきてしまうかもしれないと思っていまして、そういった意味で特定最低賃金は電機産業で働く人は最低限ここまでは払わないといけないよという意味合いで、全体を底上げすることで、公正競争を保つという機能もあると思っています。

そういったところからも、特定最低賃金を適切に引き上げていくというのが非常に重要になっているように感じています。というのが1点。

もう1つが、とはいえ先ほどの追加資料で見せたとおり、昔は地賃から1割くらい特賃の方が高かったのである意味バッファを持っていたので、例えば物価の上昇であったり、電機産業の景気であったりを考慮しながら、ある程度数字を決める際にもいろんなことを踏まえて決定することができていたと思っていますが、今はそこまで地賃と大きな差がない状況で消費者物価指数の大幅な引き上げというのは、

電機特賃近傍で働く電機産業の労働者にとってもやはり無視できないなというふうに考えていますので、そういった意味では地賃の中で生計費を重視して検討した結果というの、やはり今年度ある程度というか、労側としてはかなり意識して審議ができればなというふうには思っています。

もし公正競争についてご意見があればお伺いしたいと思っております。

藤本委員

企業経営していく上で、消費者物価指数と金利の上昇の2つの要素、あとグローバル企業は為替という問題も出てくるんでしょうけど、大きくその2つの要素については意識せざるを得ないと思っていて、それが春闘に現れている企業努力の結果だと思っているんです。

しかし、去年、一昨年と連続して春闘が上げてしまっているんで、来年はおそらくばらつきが出てくるんじゃないかなという気がいたします。

ただお給料を上げない代わりに別のストックオプションを付与するとか、各企業さん色々工夫されると思うんですけども、一律に賃金だけ上げていくというところは、おそらく来年からばらつき出てくると思います。

消費者物価指数を確かに意識しなきゃいけないよね、というのはあります。

ただ100%その通りの数字にできるかというと、電機は他と比べてもあまり好調な状況にない。消費者物価指数の上昇通り上げてしまっていないかということ、そこは委員の中でもいろいろな意見があるということです。

鈴木部会長

他に何かご意見はありますか。

西牧委員

ガイドラインについてですが、これは公労使で地賃に対しての特賃の優位性を認められたものではないかと思っています。

一連の流れは行うという形になっていますので、今回はすでに地賃が1141円で、仮に特賃を43円であげた場合1148円になるかと思いますが、今まで20円以上あった差がここで7円になってくるということに対してこの特賃の意味ですよ。

ガイドラインを作ってまできちんとやっていきたいと思いますというところにおいて、ここがだいぶ近くなってくるということを踏まえたと、

特賃ってこれでいいのかということを私は不思議に思います。

その辺に関してどのようにお考えになるか聞いてみたいのですが、よろしくお願いします。

藤本委員

繰り返しになりますが、ガイドラインに明記されているように、あくまで目安だと思っています。

ただ考慮しなければいけない要素がここに3つ書かれているのだろうなと思っています。

我々として一番納得感があるのは鉱工業指数のところですが、そこから消費者物価指数の値を当てはめた数字のところまでどこまで近づけるかというところが悩ましいところで、少なくともそれは66円というのはちょっと厳しいなというところです。

西牧委員

特定最賃額改定の目安というところで行きますと、あくまでも鉱工業生産指数等による理論値ともあるのですが、その前にも地賃の引上げ額、あとは企業内最低賃金に関する協約金額の増加額等の労働者の賃上げの状況ともあり、あくまでも鉱工業指数というのは、あるいくつかの指標の一つという形になっています。これが全てではないのではないかというふうに考えていまして、そうすると地賃の引上げや、賃上げ、我々のそういうところも踏まえてトータル的に判断していくことが重要ではないかと考えています。私の方の意見でございます。

霜垣委員

人材の流出の部分についての追加意見という形になるのですが、最近タイミーであったりとか、バイトルであったり、スポットでバイトをするのがすごく手軽にできるようになっているというのはご存知かと思います。

特にタイミーなんかは北海道の道庁と契約して柔軟な人の扱いであったりとか、そういうタイミーで働いた経験というのを自分のスキルアップにつなげていただきたいというような取り組みを道としてやっているところもあつたりします。なぜこれを言い始めたかという、先ほどやっぱり特賃であったり地賃の最低賃金近傍で働いている方というところに対して、これだけスポットで働く機会がかなり手軽に見つけられるという状況になりつつある中、他の産業であったりとかそういったところでまず働いてみようかなというのが、多分最賃近傍だと収入を増やしたいというその思いもあって、多分試される方も多いのではないかとと思うのですよね。

そういった際にやはり他産業に行った時に今人材不足というところもあるので、単純にもう募集時給が多分、今の地賃よりも特賃よりも高い水準になっているとは思いますが、そういった他産業に仮にお試しのバイトをしに行って、そっちの仕事は面白いとか、時給がいいとかっていう、そういう経験をしてしまうとやはり人材の流出につながっていくのではないかと。特にそういうリスクが過去よりも高くなってきているのではないかと認識を持っているのですが、そういった点について使側はどのように考えていますか。

藤本委員

そこは繰り返しになりますが、私は各個社の企業努力の世界だと思っています。

現在は副業を認めていない会社が多数だと思いますし、そういったところをあまり厳しくしていない小さな企業さんに実際にそういう労働者の方がいると思うんですけれども、そこは各社の企業努力で補えるところは補うのでしょうし、そこを業界としてのセーフティネットの役割で一律に引き上げてしまうというのはどうなのかなと思います。

霜垣委員

なかなか今の発言も危ないような気がします。

今の話からすると仮に特賃というものをある程度地賃と同水準の低水準にした場合というのは募集時給を引き上げられないような企業については人材不足で最終的には企業として立ち行かなくなってしまうというのを容認するというふうに捉えられてしまうのですが。

藤本委員

そこは解釈の仕方の違いだと思いますね。

実際に異議審等でも中小企業の方からご意見を頂戴していますよね。賃金引き上げばかり優先されては困るというようなご意見もありますので、そこは解釈の仕方、その置かれた企業の当事者の方々のお考えによるところだと思います。

近藤委員

特定最低賃金というのは、先ほど言いましたようにセーフティネットとしての役割は少し弱いのですが、他のアルバイトと比較される時に、やはり少し高くしておくことで電機産業に人が集まりやすくするという効果が多少は見込めると思っています。

今は少し額が小さいので今その効果は随分少なくなっていますが。本来の意味である程度大きな組織、大きな企業における人材獲得の話でいえば、例えば初任給であったりとか、ジョブ型雇用であったりと

かいろんな工夫をして優秀な人を引き込もうとされているかと思えます。

あれは完全に競争になっておりますので、消極的な引き上げというのが非常に目立つところかと思いますが、最低限という言い方は悪いですが、特定最低賃金でいうと、やはり地賃に対して一定程度高くしていくことで、電機産業に人が集まりやすくなって、産業として優秀な人を集めやすくするという効果もあるのかなと思っていますので、完全に無視はできないのかな、というふうに、労側としては人材獲得の観点でも効果があるというふうには考えているというところが一点あります。

あと、我々の春闘の結果を適用という話もありますが、我々が申しえているのは率での適用ですので、もともと絶対額が大きく違いますので、考え方を適用するという意味で率にこだわっての適用を主張させていただいている、というのも含わせて、そのまま絶対額で1万3千円上げようという話ではないということもご理解いただければなと思っています。

鈴木部会長 いろいろなご意見が出ましたが、金額としては折り合いがつかない状況なのかなと思っています。

確認いたしますが、労働者側は、提出された協定書の上限額であるプラス82円というのは理論値ではあるけれども、各種指標なども踏まえまして、5.92%を引き上げたプラス66円というのが最初の段階での金額提示です。

使側は埼玉県の鉱工業生産指数の実績を踏まえて、プラス43円、引上げ率でいうと3.89%を提示いただいているという状況です。全体協議の場で、春闘の結果とか鉱工業生産指数というデータだけでなく、特賃に関する考え方についてもそれぞれの意見を出し合っていたきました。

ここからは一旦全体協議を休会させていただきまして、公労・公使でお話し、最終的には労使双方のイニシアチブで合意に至ればと思っていますが、よろしいでしょうか。控室のご案内になります。

専門監督官 使用者側の皆様には16階、労働者側の皆様には15階の会議室をご用意しております。

鈴木部会長 労側から個別協議かと思いますので使側の皆さん移動をお願いでき

ますでしょうか。

(休会)

鈴木部会長

専門部会を再開いたします。

労使各委員の円滑な結論の取りまとめにご協力いただきまして感謝申し上げます。公労・公使の個別協議を複数回挟みまして全体協議を再開したいと思います。

それぞれのご主張を簡単にまとめますと、労側は提出された協定書の上限額であるプラス82円というのを理論値としていました。とはいえかなり高い水準であるということを考えて、300人未満の春闘の賃上げ率の結果であるプラス5.92%、金額にするとプラス66円ということで、金額の提示をいただきました。

その後全体協議の中での議論もありましたが、指標などを踏まえまして一步步み寄っていただきまして、地賃と同じ引き上げ率にあたるプラス65円となりました。

使側の方は、県の鉱工業生産指数を理論値にしたプラス43円の金額を提示いただきましたが、これも開きがありますので、さいたま市の消費者物価指数のうち頻繁に購入する品目を含む中分類の5.7%という値を参考にしまして、これでプラス62円まで歩み寄っていただきました。

それでも数円の開きがありましたので、個別協議でそれぞれお話をさせていただきまして、現段階ではプラス63円という金額で双方歩み寄ってくださいました。

改めまして労使双方から最終的な金額の提示とその考え方をお示しいただいて採決に移りたいと思っております。

まずは労側の委員からお願いいたします。

近藤委員

63円ということに対する労側の意見をお伝えすると、まずはお互いのスタート値の中からここまで協議を重ね、真摯な協議をしていたことにまず感謝申し上げます。

63円についてとなりますが、もちろん先ほど部会長よりご報告があったとおり、労側としましては、地賃の引上げ率、ここにこだわりたいところではありますが、使側からの主張を含め現在の電機産業の今年度業績等々を踏まえますと、63円というそもそもこちらの額が非常に高いということもありますので、63円という提示であった場

合は労側としては賛成ということで、判断したいところです。

鈴木部会長 使側の委員、よろしくお願いいたします。

藤本委員 私どもは当初 62 円という値を提出させていただきました。
これが委員合意の数字でございまして、それよりも 1 円歩み寄った
63 円というのは我々にとって本当の限界の数字であるという認識の
下、63 円を最終値として提案させていただきます。

鈴木部会長 それでは令和 7 年度埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機
械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金は引上げ額 63 円、引上げ
率 5.7%、時間額にしまして 1168 円、発効日は令和 7 年 12 月
1 日とすることで結論に至ったとしてよろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。

令和 7 年度埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金を時間額 1168 円、発効日は令和
7 年 12 月 1 日とすることについて賛成する委員は挙手をお願いいた
します。

(全員挙手)

全会一致で議決したものと認めます。

それでは、部会長報告案の配布をお願いします。

賃金室長 今準備をしております。少々お待ちください。

鈴木部会長 お手元にありますでしょうか。部会長報告案について事務局から読
み上げをお願いいたします。

専門監督官 読み上げます。

令和 7 年 9 月 18 日

埼玉地方最低賃金審議会

会長福田素生殿

埼玉地方最低賃金審議会

埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機
械器具製造業最低賃金専門部会

部会長鈴木奈穂美

埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年8月8日、埼玉地方最低賃金審議会において付託された埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ね、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員小寺智子

鈴木奈穂美

福田素生

労働者代表委員近藤正人

霜垣謙一

西牧善信

使用者代表委員佐々木学

鈴木健一郎

藤本浩正

(五十音順)

別紙

埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

埼玉県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間1,168円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和7年12月1日
- 以上でございます。

鈴木部会長 ただいま事務局から部会長報告書案を読み上げていただきました。
原案のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし、の声あり)

鈴木部会長 原案のとおり部会長報告書が承認されましたので、案を消していただき、本審に提出いたします。

専門部会が全会一致で議決した場合は、最低賃金審議会令第6条第5項に基づき本審の議決とすることがあらかじめ提示されていますので、事務局は答申案の準備をお願いいたします。

それでは、事務局から答申案の読み上げをお願いいたします。

専門監督官 読み上げます。

令和7年9月18日

埼玉労働局長片淵仁文殿

埼玉地方最低賃金審議会

会長福田素生

特定最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月31日付け埼労発基0731第1号をもって諮問のあった下記の特定期間最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり結論に達したので答申する。

記

埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機

械器具製造業最低賃金

(令和6年埼玉労働局最低賃金公示第2号)

別添については、先ほどの部会長報告書になります。

以上でございます。

鈴木部会長 事務局から答申案の読み上げをいただきました。
原案のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし、の声あり)

鈴木部会長 原案のとおり承認されましたので、案を消していただき、これで答申することといたします。

労働基準部長 ただいま、答申をいただきました。ありがとうございました。
特定最賃の改正につきましては、昨年埼玉では初めて異議の申出がございました。
これは非常に全国的にも珍しいケースで、それだけ県民の皆様の関心が高い表れだと思っております。
本日労使委員の皆様には真摯にご議論いただきました。
また、公益委員の皆様には全会一致での部会を取りまとめいただきまして、改めて感謝を申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

鈴木部会長 今後の予定について事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長 答申をいただきましたので、この後、異議申し出の公示を行います。
公示期間は令和7年10月3日金曜日までとし、異議の申し出があった場合は10月16日木曜日に本審で異議審を開催いたします。
異議の申し出がなかった場合は本日答申いただいた内容を官報に公示するということになりますので、そのための事務手続きを進めてまいります。事務局からは以上です。

鈴木部会長 その他です。委員から何かありますでしょうか。ないようでしたら事務局から何かありますか。

賃金室長 特にございません。

鈴木部会長

それでは以上を持ちまして本日の第2回埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を閉会といたします。